

1. 国・地方の調達規模

- 官公需法に基づく調査によれば、国の調達規模は約8兆円（平成21年度決算ベース）、地方公共団体の調達規模は約13兆円（平成21年度決算ベース）である。
- なお、官公需とは、「国等または地方公共団体が、発注者以外の企業などとの、物品の購入、役務の提供や工事の請負契約」を指す。

【官公需の実績（平成21年度）】

区分	官公需総実績額
国等	7.9兆円
地方公共団体	13.0兆円

（出所）

国等・・・平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針（平成22年6月18日閣議決定）

※国等には独立行政法人が含まれる。

地方公共団体・・・地方公共団体における官公需施策事例（平成22年10月中小企業庁取引課）

※地方公共団体の契約実績は、都道府県、人口10万人以上の市及び東京特別区を対象

2. 公契約の社会的価値 ①法律等で定められているもの

- 公共調達では、単なる財・サービスの調達を超えて、様々な社会的価値を実現する観点から運用可能。
- 具体的な制度では、環境（グリーン購入法・グリーン契約法）、福祉（障害者の雇用の促進等に係る法律等）、中小企業・ベンチャー支援（官公需法等）が存在。

<環境分野>

○国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）

- ・国等の公的機関が率先して環境物品等を調達。
- ・各省庁・独立行政法人が毎年環境物品（特定調達品目）の目標を定める。
- ・特定調達品目179品目中、基準を満たす調達割合が95%以上の品目は167品目(93.3%)

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（グリーン契約法）

- ・国等の公的機関が経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、温室効果ガス等の排出に配慮した契約の推進に努める。
- ・国における自動車購入。

<福祉分野>

○障害者の雇用の促進等に関する法律

- ・一定規模の組織に対して障害者の雇用に義務付ける。

	法定雇用率	実雇用率
国	2.1%	2.29%
都道府県	2.1%	2.50%
市町村	2.1%	2.40%
教育委員会	2.0%	1.78%
独立行政法人等	2.1%	2.24%
民間企業	1.8%	1.68%

○救済施設等からの調達制度（会計法）

- ・慈善ために設立した救済施設から直接に物件を買い入れる場合には、随意契約が可能。

○福祉事業者からの調達制度（地方自治法）

- ・福祉関係事業者において製造された物品を地方公共団体が買い入れる場合には、随意契約が可能。

<中小企業振興・ベンチャー振興分野>

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）

- ・国・地方に対して、中小企業者からの受注を奨励。
- ・国については毎年「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定。

区分	官公需 総実績額	うち中小企業者向け 契約実績額	比率
国等	7.9兆円	(4.2兆円)	53.1%
地方公共団体	13.0兆円	(9.9兆円)	75.9%

○ベンチャー企業からの調達制度（施行令第167条の2第4号）

- ・新たな事業分野の開拓を図るベンチャー企業との間で、新商品の調達について随意契約可能。
- ・2008年3月現在で全国41都道府県が制度を導入。

2. 公契約の社会的価値 ②条例で定められているもの

- 地方公共団体では、適正な労働条件の確保、地域の雇用を支える観点から、公契約条例を制定する動きも存在。
- 基本理念にとどまるもの、受注者・下請者の給与に踏み込むものなどがある。

山形県公共調達基本条例（平成20年）

- ・都道府県では、平成18年頃相次ぐ官製談合が発生し、全国知事会が平成18年12月「都道府県の公共調達改革に関する指針」を公表。これに則り、平成19年度一般競争入札を拡大（20者程度の入札者を確保）。
- ・その結果、採算を無視した過度な低入札の増加が見られるようになり、技術や経営に優れた地元の企業が落札ができなくなり、公共工事の品質の確保の観点から本条例の制定に踏み切った。
- ・条例では、①基本理念、②入札契約制度の報告、③山形県公共調達評議委員会の設置等が定められている。

江戸川区公共調達基本条例（平成22年）

- ・平成23年度から小中学校改築に着手し、以降20年以上にわたり総事業費2000億円を超えることが見込まれており、調達そのものの見直しを実施。
- ・条例では、公正競争とともに「地域社会への貢献、地域経済の活性化及び地域環境の創造への配慮」がなされることを求めている。価格以外の要素を重視できる事業を選定でき、「社会的要請型総合評価一般競争入札」方式を実施できる。
- ・第三者機関として、江戸川区公共調達審査会・江戸川区公共調達監視委員会を設置。

野田市公契約条例（平成21年）

- ・一定規模の工事や業務委託契約に対して、受注者・下請者の従業員の賃金水準を最低賃金以上に守ることが求められている。
- ・具体的には、対象は概ね予定価格が1億円以上の公共工事と1千万円以上の業務委託契約。業務委託契約については、施設設備の運転管理業務、保守点検業務、清掃業務。
- ・市が定める賃金の最低額は、公共工事が「公共工事設計労務単価」（農水省・国交省）の8割。業務委託は市の現業職員の初任給を基礎に決定。

川崎市契約条例の改正（平成22年）

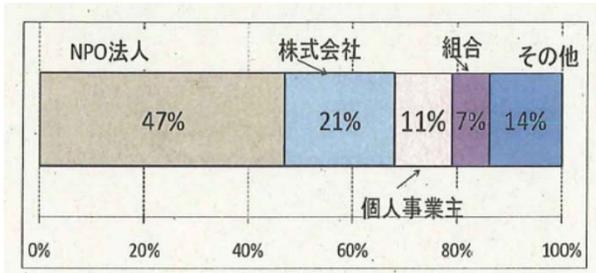
- ・一定規模の工事や業務委託契約に対して、受注者・下請者の従業員の賃金水準を最低賃金以上に守ることが求められている。
- ・具体的には、対象は概ね予定価格が6億円以上の公共工事と1千万円以上の業務委託契約。業務委託契約については、警備、施設維持管理、清掃業務等。
- ・市が定める賃金の最低額は、公共工事が「公共工事設計労務単価」（農水省・国交省）。業務委託は市の生活保護給付を基礎に決定。

3. 法人間のイコルフットイング

- 住民への公共サービスの提供をきめ細かく行うためには、ニーズの多様性に対応し多様な担い手（偏在性、規模、専門分野）が参入することが望ましい。
- このような観点から、様々な担い手が公共サービスの供給に参入できるように、住民目線に立って、制度設計がなされることが望ましい。

○ソーシャルビジネスの担い手は多様

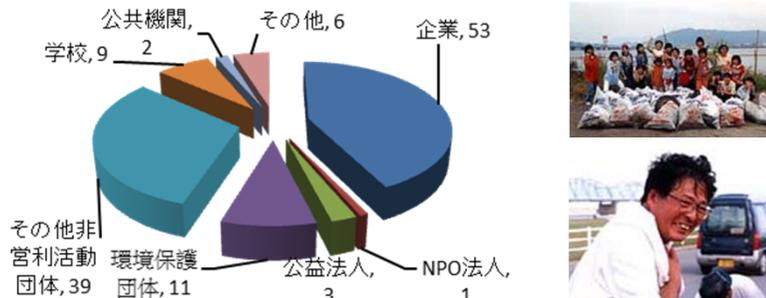
- ・経済産業省によれば、ソーシャルビジネスは様々な担い手によって供給されている。



(出所) 経済産業省「ソーシャルビジネス研究会報告書」

○非営利活動への参加も多様

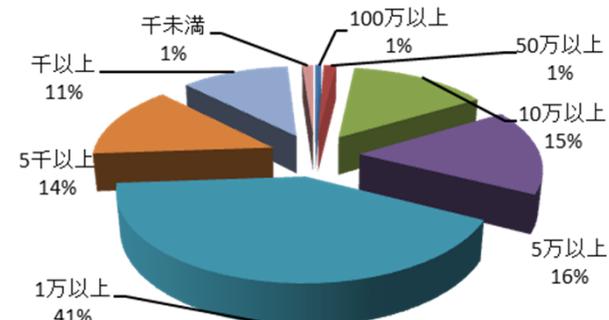
- ・吉野川の河川環境保全に協力する組織(アダプト制度)は平成20年で124団体。主体は多様である。



(出所) 徳島県HP「アダプト大国 徳島」

○地域の公共サービス改革からの目線

- (1) 地方公共団体は様々な公共サービスの供給を実施しているが、地方財政の悪化に伴い、支出の見直しや民営化・民間委託等を実施。
 - (2) 自治体の規模は、数百万人～数百人と多様であり、公民の線引きは商業市場の成否に関わり、人口規模に対して相対的な問題。また、住民の偏在性についても公民の線引きは問題となりうる。
 - (3) こうした観点から、多様なニーズに応えるため、幅広い層からの参入が行われることが公共サービス供給の安定化につながる。このような観点から、民間開放やイコルフットイングについても議論がなされるべき。
 - (4) 今後は、公共サービス供給の受け皿となる担い手の運営基盤を安定化しうることが課題となりうる。
- 基礎的自治体等（東京特別区を含む）人口規模比率



(出所) 諸資料に基づき内閣府作成